

議案第 1 号	平成 3 1 年度習志野市一般会計予算
議案第 2 号	平成 3 1 年度習志野市国民健康保険特別会計予算
議案第 3 号	平成 3 1 年度習志野市介護保険特別会計予算
議案第 4 号	平成 3 1 年度習志野市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 5 号	平成 3 1 年度習志野市ガス事業会計予算
議案第 6 号	平成 3 1 年度習志野市水道事業会計予算
議案第 7 号	平成 3 1 年度習志野市下水道事業会計予算
議案第 8 号	平成 3 0 年度習志野市一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 9 号	平成 3 0 年度習志野市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 1 0 号 習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例の制定について

生涯学習や市民活動の場の提供を通じて、あらゆる世代の市民の交流を促進するとともに、豊かな知識を育むことを支援し、地域の文化向上及びコミュニティの醸成に寄与することを目的として、既存の施設を整備し、習志野市生涯学習複合施設を設置するものです。

1 整備の概要

整備前	整備後
習志野市大久保公民館	習志野市中央公民館
習志野市立大久保図書館	習志野市立中央図書館
習志野市民会館	習志野市民ホール
中央公園	中央公園
習志野市勤労会館	習志野市中央公民館 習志野市中央公園体育館 習志野市中央公園テニスコート
習志野市中央公園パークゴルフ場	習志野市中央公園パークゴルフ場

2 位置

習志野市本大久保三丁目8番19号

## 3 構成施設

## (1) 習志野市中央公民館の概要

開館時間	原則として、午前9時から午後9時まで 利用予約がある場合は、午前7時から午後10時まで				
休館日	12月29日から翌年の1月3日までの日				
使用料	施設\時間	午前7時 ～ 午前9時	午前9時 ～ 正午	正午 ～ 午後1時	午後1時 ～ 午後3時
		円	円	円	円
	研修室 1・2	440	660	220	440
	音楽室 1	700	1,050	350	700
	音楽室 2	420	630	210	420
	音楽室 3	240	360	120	240
	集会室 1・2・3	680	1,020	340	680
	和室 1	500	750	250	500
	和室 2	420	630	210	420
	フリースペース	340	510	170	340
	工房 1・2	260	390	130	260
	会議室 1・2・3	260	390	130	260
	調理室 1	800	970	630	800
	調理室 2	1,630	1,870	1,390	1,630
	調理室 3	700	820	580	700
	多目的コーナー	900	1,350	450	900
	こどもスペース	1,540			
多目的室 1・2	440	660	220	440	
多目的室 3	260	390	130	260	

施設\時間	午後3時 ～ 午後5時	午後5時 ～ 午後6時	午後6時 ～ 午後9時	午後9時 ～ 午後10時
	円	円	円	円
研修室 1・2	440	220	660	220
音楽室 1	700	350	1,050	350
音楽室 2	420	210	630	210
音楽室 3	240	120	360	120
集会室 1・2・3	680	340	1,020	340
和室 1	500	250	750	250
和室 2	420	210	630	210
フリースペース	340	170	510	170
工房 1・2	260	130	390	130
会議室 1・2・3	260	130	390	130
調理室 1	800	630	970	630
調理室 2	1,630	1,390	1,870	1,390
調理室 3	700	580	820	580
多目的コーナー	900	450	1,350	450
こどもスペース		770	2,310	770
多目的室 1・2	440	220	660	220
多目的室 3	260	130	390	130

使用料

備考

- 1 設置目的以外に中央公民館を使用する場合は、当該使用料の2倍に相当する額を徴収する。
- 2 附属設備及び備品の使用料の額は、規則で定める附属設備及び備品の種類及び単位に応じ、10,000円を上限として規則で定める額とする。

(2) 習志野市立中央図書館の概要

開館時間	午前9時から午後8時(予約貸出は午後10時)まで
休館日	(1) 月曜日(祝日である場合を除く。) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 図書整理日(1月4日午後1時まで)

(3) 習志野市民ホールの概要

開館時間	原則として、午前9時から午後9時まで 利用予約がある場合は、午前7時から午後10時まで						
休館日	12月29日から翌年の1月3日までの日						
使用料	区分\時間	午前9時 ～ 午後1時	午後1時 ～ 午後5時	午後5時 ～ 午後9時	午前9時 ～ 午後5時	午後1時 ～ 午後9時	午前9時 ～ 午後9時
	平日	円 19,130	円 23,920	円 23,920	円 43,050	円 47,840	円 66,970
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	21,040	26,310	26,310	47,350	52,620	73,660
備考							
<p>1 この表において、平日とは、土曜日、日曜日及び祝日を除く日をいう。</p> <p>2 規定時間を超えて使用した場合は、その超えた時間1時間につき5,980円を徴収する。</p> <p>3 本市に住所又は事業所を有するもの以外のものが使用するときは、当該使用料の額の2倍に相当する額を徴収する。</p> <p>4 使用料は、控室の使用料を含む。</p> <p>5 附属設備及び備品の使用料の額は、規則で定める附属設備及び備品の種類及び単位に応じ、10,000円を上限として規則で定める額とする。</p>							

(4) 中央公園の概要

施設概要	公園、多目的広場、野球場
休園日	なし

(5) 習志野市中央公園体育館の概要

開館時間	原則として、午前9時から午後9時まで 利用予約がある場合は、午前7時から午後10時まで																																													
休館日	12月29日から翌年の1月3日までの日																																													
使用料	<p>(1) 専用使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="text-align: center;">時間 ＼ 区分</td> <td style="text-align: center;">午前7時 ～ 午前9時</td> <td style="text-align: center;">午前9時 ～ 午前11時</td> <td style="text-align: center;">午前11時 ～ 午後1時</td> <td style="text-align: center;">午後1時 ～ 午後3時</td> <td style="text-align: center;">午後3時 ～ 午後5時</td> <td style="text-align: center;">午後5時 ～ 午後7時</td> <td style="text-align: center;">午後7時 ～ 午後9時</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高校生 以下</td> <td style="text-align: center;">円 1,430</td> <td style="text-align: center;">円 1,430</td> <td style="text-align: center;">円 1,430</td> <td style="text-align: center;">円 1,430</td> <td style="text-align: center;">円 1,430</td> <td style="text-align: center;">円 1,430</td> <td style="text-align: center;">円 1,430</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般</td> <td style="text-align: center;">2,870</td> <td style="text-align: center;">2,870</td> <td style="text-align: center;">2,870</td> <td style="text-align: center;">2,870</td> <td style="text-align: center;">2,870</td> <td style="text-align: center;">2,870</td> <td style="text-align: center;">2,870</td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この表に規定のない時間に使用する場合の使用料は、次の表のとおりとする。</li> </ol> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">金額(1時間)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高校生以下</td> <td style="text-align: center;">円 1,430</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般</td> <td style="text-align: center;">2,870</td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 ①障害に係る手帳の所有者で市内居住者②要介護・要支援の認定を受けている者で市内居住者③市内の障害者支援施設等の通所者④介護者の使用料は、無料とする。</li> <li>3 設置目的以外の目的で使用する場合は、当該使用料の2倍に相当する額を徴収する。</li> <li>4 市内に住所又は勤務先を有する者及び市内の小・中・高等学校に在学する者以外の者が使用するときは、当該使用料の2倍に相当する額とする。</li> <li>5 附属設備及び備品の使用料の額は、規則で定める附属設備及び備品の種類及び単位に応じ、10,000円を上限として規則で定める額とする。</li> </ol> <p>(2) 部分使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">区分</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">金額(2時間)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2分の1館</td> <td style="text-align: center;">3分の1館</td> <td style="text-align: center;">個人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高校生以下</td> <td style="text-align: center;">円 710</td> <td style="text-align: center;">円 470</td> <td style="text-align: center;">円 120</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般</td> <td style="text-align: center;">1,430</td> <td style="text-align: center;">950</td> <td style="text-align: center;">250</td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 2時間とは、(1)専用使用料の表に定める時間の区分による。</li> <li>2 (1)専用使用料の備考2と同様</li> <li>3 (1)専用使用料の備考3と同様</li> <li>4 (1)専用使用料の備考4と同様</li> </ol>	時間 ＼ 区分	午前7時 ～ 午前9時	午前9時 ～ 午前11時	午前11時 ～ 午後1時	午後1時 ～ 午後3時	午後3時 ～ 午後5時	午後5時 ～ 午後7時	午後7時 ～ 午後9時	高校生 以下	円 1,430	円 1,430	円 1,430	円 1,430	円 1,430	円 1,430	円 1,430	一般	2,870	2,870	2,870	2,870	2,870	2,870	2,870	区分	金額(1時間)	高校生以下	円 1,430	一般	2,870	区分	金額(2時間)			2分の1館	3分の1館	個人	高校生以下	円 710	円 470	円 120	一般	1,430	950	250
時間 ＼ 区分	午前7時 ～ 午前9時	午前9時 ～ 午前11時	午前11時 ～ 午後1時	午後1時 ～ 午後3時	午後3時 ～ 午後5時	午後5時 ～ 午後7時	午後7時 ～ 午後9時																																							
高校生 以下	円 1,430	円 1,430	円 1,430	円 1,430	円 1,430	円 1,430	円 1,430																																							
一般	2,870	2,870	2,870	2,870	2,870	2,870	2,870																																							
区分	金額(1時間)																																													
高校生以下	円 1,430																																													
一般	2,870																																													
区分	金額(2時間)																																													
	2分の1館	3分の1館	個人																																											
高校生以下	円 710	円 470	円 120																																											
一般	1,430	950	250																																											

(6) 習志野市中央公園テニスコートの概要

開館時間	原則として、午前9時から午後9時まで 利用予約がある場合は、午前7時から午後10時まで								
休館日	12月29日から翌年の1月3日までの日								
使用料	専用使用料								
	時間 ＼区 分	午前 7時 ～ 午前 9時	午前 9時 ～ 午前 11時	午前 11時 ～ 午後 1時	午後 1時 ～ 午後 3時	午後 3時 ～ 午後 5時	午後 5時 ～ 午後 7時	午後 7時 ～ 午後 9時	午後 9時 ～ 午後 10時
	高校生 以下	円 570	円 570	円 570	円 570	円 570	円 570	円 570	円 280
	一般	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	570
	備考	<p>1 ①障害に係る手帳の所有者で市内居住者②要介護・要支援の認定を受けている者で市内居住者③市内の障害者支援施設等の通所者④介護者の使用料は、無料とする。</p> <p>2 市内に住所又は勤務先を有する者及び市内の小・中・高等学校に在学する者以外の者が使用するときは、当該使用料の2倍に相当する額とする。</p> <p>3 附属設備及び備品の使用料の額は、規則で定める附属設備及び備品の種類及び単位に応じ、10,000円を上限として規則で定める額とする。</p>							

(7) 習志野市中央公園パークゴルフ場の概要

開館時間	午前8時30分から午後5時まで (11月1日から翌年の1月31日までの間は、午後4時30分まで)		
休館日	(1) 月曜日(祝日である場合を除く。) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日		
使用料	区分	単位	金額
	高校生以下の者 及び65歳以上の者	1人1回	円 110
		1人1日	330
	一般	1人1回	220
		1人1日	660
備考	<p>1 1日の限度は、6回とする。</p> <p>2 ①障害に係る手帳の所有者で市内居住者②要介護・要支援の認定を受けている者で市内居住者③市内の障害者支援施設等の通所者④介護者の使用料は、無料とする。</p> <p>3 市内に住所又は勤務先を有する者及び市内の小・中・高等学校に在学する者以外の者が使用するときは、当該使用料の2倍に相当する額とする。</p> <p>4 附属設備及び備品の使用料の額は、規則で定める附属設備及び備品の種類及び単位に応じ、10,000円を上限として規則で定める額とする。</p>		

## (8) 駐車場の概要

使用時間		使用料(1台につき)
午前5時30分から	2時間30分までの部分	100円
午後10時30分まで	2時間30分を超える部分	30分までごとに100円
	1月フリーパス	9,000円
午後10時30分から午前5時30分まで		1時間までごとに100円
24時間まで		1,000円

備考 24時間までの使用時間を超えて出庫する場合の使用料については、24時間までの使用料に、午前5時30分から午後10時30分までの場合にあつては30分ごとに100円を、午後10時30分から午前5時30分までの場合にあつては1時間ごとに100円を加算した額とする。

## 4 指定管理者による管理の範囲

- (1) 社会教育法第22条第6号の事業を行うこと。
- (2) 使用(習志野市立中央図書館の使用を除く。(4)において同じ。)の許可を行うこと。
- (3) 生涯学習複合施設の使用に係る料金(駐車場の使用に係る料金を含む。)を收受し、免除し、及び返還すること。
- (4) 使用の制限若しくは停止又は使用の許可の取消しを行うこと。
- (5) 施設及び設備の維持管理を行うこと。
- (6) その他(1)～(5)の業務を行うに当たり必要な行為を行うこと。

(施行期日)

2019年9月1日から施行します。

議案第11号 習志野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

国家公務員について、時間外勤務命令の上限を設定する人事院規則の改正に伴い、本市においても同様の措置を規則において定めることができるよう、改正するものです。

(施行期日)

平成31年4月1日から施行します。

議案第 12 号 習志野市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

「学校教育法」の改正に伴い、条例で引用している条項番号を改正するものです。

(施行期日)

平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

議案第 13 号 習志野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について

「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」の改正に伴い、災害援護資金の貸付けについて改正するものです。

1 貸付利率の引下げ

改正前	改正後
保証人必須 <u>年3%</u>	保証人を立てる場合 <u>無利子</u>
	保証人を立てない場合 <u>年1.5%</u>

2 償還方法の拡充

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年賦償還</li> <li>・半年賦償還</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年賦償還</li> <li>・半年賦償還</li> <li>・<u>月賦償還</u></li> </ul>

(施行期日等)

平成31年4月1日から施行し、1については、同日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用します。



議案第 14 号 習志野市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

「建築基準法」の改正に伴い、新たな手数料を創設するほか、条例で引用している条項番号の改正その他文言整理を行うものです。

新たに創設する手数料

- (1) 用途地域における建築等に関する許可のうち、次の許可申請手数料
  - ア 用途地域における許可を受けた建築物の増改築等の許可申請手数料
  - イ 日常生活に必要な建築物で、騒音発生等による住居環境悪化の防止措置が講じられているものの許可申請手数料
- (2) 既存の 1 の建築物について、2 以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画認定申請手数料
- (3) 建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請手数料

(施行期日)

改正建築基準法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。

議案第 15 号 習志野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都市計画法により定められた地区計画区域内において、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、次の地区整備計画区域を追加し、建築物に関する特に重要な事項を定めるものです。

- 1 名称 鷺沼台 2 丁目地区
- 2 位置 鷺沼台二丁目の一部
- 3 建築物の制限内容
  - (1) 建築物の用途の制限
  - (2) 建築物の敷地面積の最低限度
  - (3) 建築物の高さの最高限度

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第 16 号 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

習志野市学校給食センターの建替えに伴い、位置を改正するものです。

	改正前	改正後
習志野市学校 給食センター	習志野市 <u>津田沼三丁目 14 番 16 号</u>	習志野市 <u>芝園二丁目 5 番 2 号</u>

(施行期日)

平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

議案第 17 号 習志野市給水条例の一部を改正する条例の制定について

水道法施行令及び水道法施行規則並びに消費税率の改正に伴い、改正するものです。

1 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の改正

専門職大学<sup>※</sup>の前期課程を修了した者は、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を有するものとします。その他文言整理をします。

※ 専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関で、前期課程を修了した者については、短期大学卒業と同等とみなされます。

2 水道料金等の改定

消費税率が 8% から 10% に改正されることに伴い、水道料金等について改定します。

(施行期日)

1 については、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

2 については、改正消費税法の施行の日（2019 年 10 月 1 日）から施行します。

議案第 18 号 習志野市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について

消費税率が 8% から 10% に改正されることに伴い、ガス料金について改定するものです。

(施行期日)

改正消費税法の施行の日（2019 年 10 月 1 日）から施行します。

議案第 19 号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所 習志野市袖ヶ浦  
 氏 名 高 橋 浩 之(たかはし ひろゆき)  
 任 期 4 年(新任)

議案第 20 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
 ~ 第 21 号

次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、意見を求めるものです。

議案番号	住 所	氏 名	任 期
第 20 号	習志野市津田沼	い とう よし ふみ 伊 藤 義 文	3 年(再任)
第 21 号	習志野市谷津	ふく だ さ ち こ 福 田 佐 知 子	3 年(再任)

議案第 22 号 工事請負契約の締結について（習志野市新消防庁舎建設工事）

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 習志野市新消防庁舎建設工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札（総合評価落札方式）
- 3 契約金額 23億6,952万円
- 4 契約の相手方 千葉市中央区富士見二丁目11番1号  
清水建設株式会社 千葉支店
- 5 工事場所 習志野市鷺沼二丁目379番1
- 6 工事期間 契約日の翌日から2021年11月30日まで
- 7 工事概要
  - (1) 消防庁舎  
建築面積 約1,380㎡  
延べ面積 約3,540㎡  
構造 鉄筋コンクリート造等  
階数 地上3階
  - (2) その他  
駐輪場等：自転車20台（屋根なし）、バイク20台（屋根なし）、自立式ホースリフター（10m×10本）、自家給油設備（ガソリン7.5kl、軽油7.5kl）、防火水槽（40t）等
  - (3) 外構  
消防活動スペース（新消防庁舎南面及び東面）等
  - (4) 解体  
習志野市消防本部中央消防署、コンテナ倉庫、掲揚ポール（3本）、料金所（出入口ゲート）等
  - (5) 移設工事  
防災倉庫等

## 議案第23号 市道の路線認定、廃止及び変更について

認定する路線は10路線、廃止する路線は5路線、変更する路線は4路線です。

## 1 認定 10路線

認定理由	路線名
土地区画整理事業に伴うもの	鷺沼台二丁目 06-229号線
	鷺沼台二丁目 06-230号線
	鷺沼台二丁目 06-231号線
	鷺沼台二丁目 06-232号線
	鷺沼台二丁目 06-233号線
寄附申出に伴うもの	藤崎四丁目 07-162号線
開発行為に伴うもの	泉町二丁目 08-100号線
	泉町二丁目 08-101号線
	泉町二丁目 08-102号線
	東習志野一丁目 12-057号線

## 2 廃止 5路線

廃止理由	路線名
土地区画整理事業に伴うもの	鷺沼台二丁目 06-020号線
	鷺沼台二丁目 06-021号線
	鷺沼台二丁目 06-022号線
	鷺沼台二丁目 06-023号線
	鷺沼台二丁目 06-025号線

## 3 変更 4路線

変更理由	路線名
開発行為に伴うもの	鷺沼台一丁目 00-007号線
	鷺沼台一丁目 06-001号線
	鷺沼台一丁目 06-003号線
	藤崎七丁目 07-116号線

## 議案第 24 号 和解について

市営住宅の滞納家賃の支払いについて、連帯保証人と次のとおり和解をするものです。

1 事件の概要	市営住宅香澄団地に係る平成12年9月1日付け連帯保証契約に基づく保証債務履行請求についての和解
2 和解の額	30万円
3 滞納家賃の額	328万4,300円
4 相手方	個人(連帯保証人)
5 和解の条件等	<p>(1) 相手方は、平成12年9月1日付け賃貸借契約の連帯保証人であり、相手方と市は、本件賃貸借契約が終了していること及び本件賃貸借契約に係る建物が明渡し済みであることを認める。</p> <p>(2) 相手方は、市に対し、本件賃貸借契約に基づく保証債務として、金30万円の支払義務があることを認める。</p> <p>(3) 市及び相手方は、上記保証債務の確認が時効援用権の放棄に当たらないことを相互に確認する。</p> <p>(4) 市及び相手方は、本件に関し、この和解内容に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認し、市は、今後、相手方に対し、本件賃貸借契約の未払債務の残額その他名目のいかんを問わず、金員その他一切の請求をしない。</p>